

デイサービス きぼう

重要事項説明書

(介護予防相当通所介護)

当事業所はご契約者に対して介護予防相当通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人 三原のぞみの会
(2) 法人所在地	広島県三原市明神三丁目 16-20
(3) 電話番号	0848-38-1875
(4) 代表者氏名	理事長 神田 和美
(5) 設立年月日	昭和51年2月6日

2. 事業所の概要

(1) 名称	デイサービス きぼう
(2) 所在地	広島県三原市明神3丁目 16-16
(3) 種類	介護予防相当通所介護
(4) 電話番号	0848-36-6145
(5) 管理者氏名	三浦 ゆかり
(6) 開設年月日	平成22年4月1日
(7) 利用定員	18名
(8) 指定番号	3470901160

3. 事業の目的及び運営方針

(1) 目的

居宅において要支援状態にある利用者に対し、適切な介護予防相当通所介護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

要支援者の有する能力に応じ居宅において自立した日常生活を営めるよう、さらに利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護その他の必要な援助を行う。

4. サービス実施地域及びサービス提供時間

(1) 実施地域	三原市（鷺浦町、久井町、大和町を除く）
----------	---------------------

- (2) 提供日 月曜日 ～ 土曜日
(3) 提供時間 午前9：30 ～ 午後4：00
(4) 定休日 日曜日、祝祭日、8月13日～15日及び
12月30日～1月3日

5. 職員の配置状況

当事業所は、ご契約者に対してサービス提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	配置人数	指定基準
1. 管理者 (相談員兼務)	1 名	1 名
2. 生活相談員 (1名介護職員兼務)	1 名	1 名
3. 看護職員 (機能訓練指導員兼務)	2 名	1 名
4. 介護職員 (1名相談員兼務)	4 名	1 名
5. 機能訓練指導員 (看護職員兼務)	2 名	1 名

主な職種の職務内容

職 種	職務内容
1. 管理者	事業所の職員の管理及び、業務の管理を一元的に行う。
2. 生活相談員	事業所等の利用申込に係る調整、介護予防通所介護計画の作成を行う。又利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
3. 看護職員	利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
4. 介護職員	利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
5. 機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する訓練指導、助言にあたる。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

- (1) 当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護予防相当通所介護計画の立案 ・ ・ 個別の介護予防計画の立案等

- (2) 入浴サービス . . . 入浴の見守り、介助等
- (3) 給食サービス . . . 食事の提供、見守り、介助等
- (4) 機能訓練 . . . 個別メニュー作成し指導、助言等
- (5) 健康チェック . . . 健康チェック等
- (6) 送迎サービス . . . ご自宅への送迎車による送迎
- (7) レクリエーション . . . レクリエーション等
- (8) 相談援助 . . . 介護等についての相談、援助

(2) 利用料金

上記のサービス利用料金については、介護報酬告示上の額とし利用料金の大部分が介護保険から給付され、負担割合に応じて自己負担金となります。

☆料金表 単位：円

要介護度	要支援 1	要支援 2
自己負担金 1割	1,798	3,621
自己負担金 2割	3,596	7,242
自己負担金 3割	5,394	10,863

☆加算 単位：円

加算種別	一月 (保険対象分)	1割負担分利用料	2割負担分利用料	3割負担分利用料
サービス提供体制 加算Ⅰ1	支援1 880	88	176	264
サービス提供体制 加算Ⅰ2	支援2 1,760	176	352	528
介護職員等処遇改善 加算Ⅰ	所定単位数×9.2%	所定単位数×9.2%	所定単位数×9.2% ×2	所定単位数×9.2% ×3

- 上記自己負担金1ヵ月あたりの利用単価です。
- 処遇改善加算も負担割合に応じますので上記の金額となります。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、要支援状態区分が変更になった場合は、変更に合わせてご契約者の負担額を変更します。
- ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

(3) 利用料金の全額をご契約者に負担いただくサービス内容と利用料

① 食材料費・・・ご契約者に提供する食事の材料に係る費用

利用料金：700円/食

② レクリエーション活動・ご契約者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことが出来ます。

利用料金：実費

③ 複写物の交付・・・・・・・・ご契約者はサービス提供について記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。

利用料金：10円/枚

④ 日常生活上必要となる諸費用実費・・・日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。

利用料金：紙おむつ代・・・100円

紙パンツ代・・・100円

パット代・・・50円

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)、(3)の料金、費用は利用月単位で精算し、翌月に請求を行いますので引き落とし又は現金にてお支払い下さい。

(5) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

利用前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金を支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申出がなかった場合	食事代

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

職 名	担当者	受付時間
-----	-----	------

社会福祉法人 三原のぞみの会 高齢福祉事業部 次長	中林 孝雄	毎週月曜日～土曜日 0848-66-3214 (白滝園) 9:00～17:00
---------------------------------	-------	--

○苦情処理責任者 河野 陽一

○事業所不在時及び休日の緊急時連絡（携帯電話）

①080-6264-9933 三浦 ゆかり

(2) 行政機関その他苦情受付機関

三原市保健福祉部 高齢者福祉課 介護保険係	所在地 連絡先 受付時間	三原市港町3丁目5-1 0848-67-6240 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 連絡先 受付時間	広島市中区東白島町19番49号 082-554-0783 8:30～17:15

(3) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為の処理体制・手順

○苦情があった場合には直ちに担当者が相手方に連絡をとり、直接伺うなどして詳しい事情を聞くと共に、担当者からも事情を確認する。

○管理者が必要であると判断した場合は、検討会議を行う。

○検討の結果は必ず翌日までには具体的な対応をする。

○台帳、または管理カードに記録を作成保管し、再発を防ぐために役立てる。

8. 緊急時、事故発生時の対応について

サービス提供中にご利用者に病状の急変など緊急の事態や事故が生じた場合、速やかにご利用者の家族、主治医、市町村等に連絡するとともに、救急治療あるいは救急搬送等の必要な措置を講じます。

9. その他の運営についての重要事項

(1) 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、又業務体制を整備する。

(2) 従業者は、業務上知り得た利用者は、その家族の秘密を保持する。又従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させる旨を、従業者の雇用契約とする。

令和 年 月 日

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 三原のぞみの会
理事長 神田 和美

デイサービス きぼう
説明者職名 管理者 氏 名 三浦 ゆかり 印

本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

利用者住所

氏 名 印

家族住所

氏 名 印